

# 柔道整復師

## のかかり方



### 健康保険証を使える場合と使えない場合があります

健康保険が適用される範囲を正しく理解して利用してください。

#### 健康保険証が使える場合

【外傷性の負傷のみ】

OK!

- 打撲 ● 捻挫
- 挫傷(肉離れ) ● 骨折
- 不全骨折(ひび) ● 脱臼

骨折、ひび、脱臼は応急手当の場合を除き医師の同意が必要です。

#### 健康保険証が使えない場合

【病気による痛み・原因不明の痛み】

NG

- 日常生活による単なる痛みや肩こり
- 特に症状の改善がみられな長期にわたる漫然とした施術
- スポーツなどによる肉疲労からの回復目的
- 脳疾患などの後遺症 ● リウマチ・関節炎などの痛み
- 病院や診療所などで同じ負傷を治療している

通勤中や勤務中の負傷は労災保険の適用になります。

### 長期にわたって接骨院・整骨院にかかり症状の改善がみられない方へ

重症化を防ぐため、医療機関の受診をオススメします。

全国の健保組合よりこのような症例が報告されています

**膝** 周辺の痛みがあり、接骨院で「打撲」の施術を受け、改善がみられず医療機関を受診し「脛骨骨肉腫」と診断された。

**サ** ッカーで腰を痛め、整骨院で「捻挫」の施術を受け、改善がみられず医療機関を受診し「腰椎骨折」と診断された。

**腰** 痛のため長期間施術を受け、改善がみられず医療機関を受診し「子宮がん」や「腎臓がん」と診断された。

整骨院・接骨院からの請求の中には、誤った請求や不適切な請求が一部見受けられます。健保組合では、皆さまからお預かりする保険料を適正に使用するために負傷原因や施術内容について照会させていただく場合があります。照会文が届きましたら、ご自身でご回答いただき、ご協力をお願いいたします。

## 治療用装具の申請について

平成30年4月1日受付分より、治療用装具の療養費を申請する場合は「装具の写真」の添付が必須となっています。  
(専用の添付台紙は健康保険組合のホームページからダウンロードができます。)

療養費の対象となる治療用装具とは

- 医師の指示にもとづいて作成されたものであること。
- 治療のために必要不可欠なものであること。
- 患者の体に合わせて作られたオーダーメイド品であること。